

**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案
(労災保険制度関係部分) (概要)**

1 改正の概要

改正法により、

- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号として、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とした負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付が新設されたこと
- 労災法第 8 条第 3 項において複数事業労働者に対する保険給付について複数の就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定を行うとされたこと
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）において、労災法の改正について、徴収法に規定する労災保険のメリット制に影響させないとされたことを踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

- ① 複数事業労働者に類する者を、負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない二以上の事業に同時に使用されていた労働者とする。
- ② 複数事業労働者における給付基礎日額の算定については、各事業場の給付基礎日額相当額を合算して得た給付基礎日額に給付基礎日額の例外である自動変更対象額並びに年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の規定を適用することとする。
- ③ 複数事業労働者が保険給付の請求を行う際の請求書の必須記載事項に複数事業労働者である旨を追加する。
- ④ 複数事業労働者療養給付の支給事由である疾病を、脳・心臓疾患及び精神障害その他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病とする。

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）

複数事業労働者に係る保険給付及び特別支給金について、改正により新たに給付されるものについて、徴収法に規定する労災保険のメリット制に影響させないこととするため、所要の改正を行う。

(3) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）

特別支給金について、複数業務要因災害に係る保険給付及び複数の就業先の賃金に基づく給付基礎日額等の算定に関する改正に合わせた所要の規定の整備

を行う。

(4) その他

所要の規定の整備を行う。

2 施行期日等

公布日：令和2年7月中旬（予定）

施行期日：令和2年9月1日（予定）